

ごあいさつ

大森間税会 会長 小宮山 宜克



大森間税会は、「消費税大切な自分の未来を開く税」のもと、より良い税制を考え税務行政の後押しをする納税者で組織している団体です。また、地域の事業者の方々の健全な事業の発展に寄与することを目的として活動しています。消費税は、平成元年に税率3%で施行され、現在10%そして令和5年10月よりインボイス制度が導入されます。消費税は、今後の少子高齢化に伴い、福祉財源確保のために重要な税制です。当会は、・消費税（インボイス制度）印紙税等の
税務研修会

- ・「税の標語」の募集
- ・会報誌による情報提供

等を実施し、会員の皆様方の親睦や情報交換の場となるよう活動してまいります。

大森間税会では、会員の皆様の意向を反映した税制改正要望等、時代の要請に応えるべく「税」の啓蒙啓発活動、「税」に関する参画意識の向上に努めて参りたいと考えています。

この機会に是非 地域の友として、大森間税会へのご加入を、お願い致します。

大森間税会の基本理念

◆ 消費税のパイオニア

大森間税会は、平成元年4月から適用された消費税について、法案の段階から物品税に替わる税として積極的に賛成をし、全国規模で法案成立の運動を展開して、会員の理解を得るべく各種説明会等を開催し、消費税の定着に大いに貢献しております。

いわゆる消費税の「パイオニア（先駆者）」であります。

国を運営するための費用は「税金」で賄っております。この費用である税の課税方式は、バランスがとれていなければなりません。所得に着目して課税する所得税・法人税、資産に着目して課税する相続税・固定資産税、消費に着目して課税する消費税等があります。欧米先進国等は直接税と間接税の比率が我が国と比べ穏やかであります。これからの時代は消費税が中心となり、税収に占める割合が高くなると想定されます。

より良い税制を目指し、消費税のパイオニアとしての自覚の基に調査・研究を行っていきます。

◆ 消費税のオピニオンリーダー

大森間税会は、消費税のパイオニアとしての自覚の基に、今後の税制の研究及びあり方等について積極的に取り組み、より良い税制のための「オピニオンリーダー（信念を持った指導者）」を目指します。

また、大森税務署管内の税務協力団体と、より以上の緊密な関係を保ち、大森税務署管内の企業・事業発展に寄与いたします。

◆ 消費税の真のタックスペイヤーを目指す

大森間税会は、消費税のオピニオンリーダーとして、消費税の使われ方等の国の歳入歳出に関心を持ち「真のタックスペイヤー（納税者）」を目指します。

つきましては、消費税をより良い税制にすべく会員の意見を積極的に上部組織に提言し、公平な税制を推進します。

大森間税会のあゆみ

大森間税会は、昭和63年12月に施行された消費税の創設を含む税制の抜本的改革を踏まえて、消費税に対応する団体として、平成元年10月にそれまで存在した物品税等納税者を会員とした「大森間税協力会」を発展的に改組して、新たに「大森間税会」と名称を変更し、消費税を中心とする間接税の唯一の団体として生まれ変わりました。

現在は、5委員会、2部会で税務研修会、税の標語の募集活動、地域のイベントにおける消費税の啓蒙活動、会報誌の発行等活発な活動を続けております。

しかしながら、まだまだ知名度が低く、その存在を広く知っていただくため、大森間税会では、さまざまな活動を通じて、大田区の発展にも微力ながら貢献してまいりたいと考えております。

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

フリガナ			
組織名 (屋号)			
代表者	お役職名 氏名		
住所	〒		
TEL		FAX	
業種		資本金	
E-mail			
紹介者			

■会費基準

法人資本金	年会費	法人資本金	年会費
個人	3,600 円	3,000 万円以上	24,000 円
1,000 万円未満	7,200 円	5,000 万円以上	30,000 円
1,000 万円以上	12,000 円	法人 2 人目～	2,400 円

※金額は、上記の通りで御座いますので
賛同いただける金額を○で囲んでください。

入会申込はこちらへ FAX

03-3298-0402

大 森 間 税 会 会 員 の 特 典

- 1 総務組織委員会では、税制改正要望案等を上部団体である東京国税局間税会連合会及び全国間税会総連合会を通じて、財務省他関係諸官庁へ提言しています。
- 2 事業委員会では、大森税務署職員の方による消費税等の研修会を開催しています。
- 3 青年部では、区内小学校に赴き、税の啓蒙活動の一環として「税の標語」を募集し、優秀作品には各賞を贈呈しています。
- 4 広報委員会では、年2回会報誌の発行を行っています。
- 5 O T Aふれあいフェスタや地域のイベントに参加し、税知識の普及・広報活動を行っています。
- 6 城南地区の他の間税会（品川区、大田区、世田谷区、目黒区、渋谷区）との積極的な交流、情報交換を行っています。
- 7 会員各社（個人事業主を含みます）を通じて異業種交流を行っています。

消費税 正しく育てる 間税会 大 森 間 税 会 事 務 局

<https://www.kanzeikai.jp/tokyo/oomori/index.asp>

〒143-0016

大田区大森北1-32-1-2505(株)共栄物流サビル内

TEL 090-3203-5468 FAX 03 (3298) 0402

入会のご案内



間税会に入会しましょう

大森間税会の基本理念にご賛同
を頂きこれからの日本を担う子供
たちが
「安心して暮らせる社会」
「豊かな暮らしの実現」
を図るために



大森間税会